

○国土交通省告示第千三百六十三号
船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十七年十一月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 沓掛 哲男

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

三十八 中国人民財産保険股份有限公司

三十九 中国船東互保協会

附則

この告示は、公布の日から施行する。